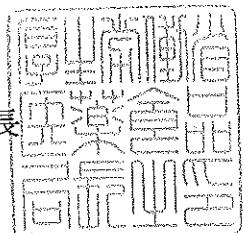


薬食発第 0710005 号
平成 20 年 7 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

薬事法施行規則の一部を改正する省令（以下「一部改正省令」という。）及び薬事法施行規則第 203 条第 3 項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（以下「指定告示」という。）については、本日、それぞれ、平成 20 年厚生労働省令第 128 号及び厚生労働省告示第 374 号をもって公布されたところであるが、その改正の趣旨等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下関係業者への周知方よろしく取り計らい願いたい。

記



第 1 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 43 条においては、厚生労働大臣の指定する医薬品及び医療機器は、厚生労働大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売、授与等をしてはならないものとされている。

しかしながら、近年、新型インフルエンザの世界的な流行（パンデミック）の発生による大きな健康被害とこれに伴う社会的影響等が懸念されており、仮に流行した場合には、新型インフルエンザワクチンを迅速かつ大量に供給する必要が生じる可能性がある。

そのため、今般、新型インフルエンザワクチンについては、新型インフルエンザの発生が確認され、直ちに製造を行う必要が生じた場合に限り、薬事法第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、販売、授与等を行うことができることとするため、薬事法施行規則の改正等を行ったものである。

第2 改正の内容

- (1) 一部改正省令において、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染性の疾病的まん延その他の健康被害の拡大を防止するため使用される医薬品又は医療機器であって厚生労働大臣が指定するものについては、緊急に使用される必要があるため、検定を受けるいとまがない場合として厚生労働大臣が定める場合に限り、薬事法第43条の規定にかかわらず、当該医薬品等の販売、授与等ができることとしたこと。
- (2) 指定告示において、厚生労働大臣が指定する医薬品として沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）を指定したこと。
また、厚生労働大臣が定める場合を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認され、直ちに、ワクチンの製造を行う必要が生じた場合としたこと。
具体的には、新型インフルエンザ対策行動計画（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）に規定するフェーズ4A以降に、新型インフルエンザ専門家会議の議論を経て、直ちに、国家備蓄している当該ワクチンの原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請した場合を想定していること。

第3 施行期日

一部改正省令及び指定告示は本日（平成20年7月10日）から施行すること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件
（総務二八五～三八九）

○日本国に帰化を許可する件
（法務二二九）

○マヘ島零細漁業施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とセーシェル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四〇〇）

○港湾保安機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇一）

○中波ラジオ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とナイジエリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇二）

○マサシーマンガツカ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇三）

○保安林の指定を解除する件
（農林水産一〇八七一～一〇九五）

○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通八七四）

○航路標識に関する件
（海上保安庁一九一～一〇〇）

告示

〔省令〕

目次

- 薬事法施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を定める件（厚生労働三七四）

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同三七五）

○食品衛生法に基づき登録検査機関を登録した件（同三七六）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（同三七七）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の名称の変更の件（同三七八）

○食品衛生法に基づく登録検査機関の事業所の名称の変更の件（同三七九）

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件（同三八〇）

○岩手県及び宮城県の一部の地域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件（社会保険庁二〇）

○保安林の指定を解除する件（農林水産一〇八七〇一〇九五）

○砂防法第一条の土地を指定する件（国土交通八七四）

○航路標識に関する件（海上保安庁一九一～一〇〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項

金融庁 法務省 財務省 農林水産省
海上保安庁 福島県 広島市

気象庁防災業務計画の修正要旨の公示について（気象庁）

法務

公認人任免（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

○道路に関する件（関東地方整備局二八一）

○自動車専用道路を指定する件（同二八二）

○高速自動車国道に関する件（中国地方整備局五九）

○道路に関する件（同六〇）

官序

適格機関投資家に関する公告、押収物還付、第三者所有物の没収関係

諸事項

公告

省令

○厚生労働省令第三百一十八号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四
十三条第一項ただし書及び第一項ただし書の規定
に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令

を次のように定める。

平成二十年七月十日

厚生労働大臣 外添 要一

薬事法施行規則の一部を改正する省令
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）
の一部を次のように改正する。

3 第一百三条に次の一項を加える。

3 前二項のほか、国民の生命及び健康に重大な
影響を与えるおそれがある感染性の疾病のまん
延その他の健康被害の拡大を防止するため使用
される医薬品又は医療機器であつて厚生労働大
臣が指定するものについては、緊急に使用され
る必要があるため、法第四十三条第一項又は第
二項の規定による検定を受けることのない場
合として厚生労働大臣が定める場合に限り、法
第四十三条第一項本文又は第一項本文の規定に
かかるわざ、販売し、授与し、又は販売若しく
は授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること
が可能。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

○総務省告示第三百八十五号

統計法（昭和二十一年法律第十八号）第十五条
第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令（昭和二十四年政令第三十号）第六条
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用目的 賃金構造基本統計

指定期の名称 法人企業統計
調査票の使用目的 財務省が「取引相場のない株
式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設に際
し、資産管理会社の定義を検討するため、平成
十六年度から平成十八年度までの各年度分の法

人企業統計調査年次別調査票（いすれも磁気
テープに転写の方）から所要の事項を転写し、集
計する。
資産税係の職員及び財務総合政策研究所調査統
計部調査統計課法人企業統計調査係の職員

○総務省告示第三百八十六号

統計法（昭和二十一年法律第十八号）第十五条
第一項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令（昭和二十四年政令第三十号）第六条
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用目的 長崎県人事委員会が、同県職
員の給与制度を検討する基礎資料として県内地
域別及び他の都道府県庁所在地の民間賃金の実
態を把握するため、同県、東京都特別区及び別
表に掲げる市に係る平成十七年から平成十九年
までの各年分の賃金構造基本統計調査の事業所
票及び個人票（いすれも電磁的記録媒体に転写
分）から所要の事項を転写し、集計する。

○総務省告示第三百八十八号

統計法（昭和二十一年法律第十八号）第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令（昭和二十四年政令第三十号）第六条
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用目的 愛知県人事委員会が、同県職
員の給与制度を検討する基礎資料として県内地
域別の人間賃金の実態を把握するため、同県に
係る平成十七年から平成十九年までの各年分の
賃金構造基本統計調査の事業所票及び個人票
(いすれも電磁的記録媒体に転写分)から所要
の事項を転写し、集計する。

○総務省告示第三百八十九号

統計法（昭和二十一年法律第十八号）第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令（昭和二十四年政令第三十号）第六条
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用目的 愛知県人事委員会が、同県職
員の給与制度を検討する基礎資料として県内地
域別の人間賃金の実態を把握するため、同県に
係る平成十九年の賃金構造基本統計調査の事業
所票及び個人票（いすれも電磁的記録媒体に転
写分）から所要の事項を転写し、集計する。

○総務省告示第三百九〇号

統計法（昭和二十一年法律第十八号）第十五条
第二項の規定に基づき、指定統計を作成するため
に集められた調査票の使用を承認したので、統計
法施行令（昭和二十四年政令第三十号）第六条
の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十年七月十日

総務大臣 増田 寛也

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用目的 千葉県人事委員会が、同県職
員の給与制度を検討する基礎資料として県内地
域別の人間賃金の実態を把握するため、同県に
係る平成十九年の賃金構造基本統計調査の事業
所票及び個人票（いすれも電磁的記録媒体に転
写分）から所要の事項を転写し、集計する。

指定統計の名称 賃金構造基本統計
調査票の使用目的 厚生労働省大臣官房統計
員の給与制度を検討する基礎資料として同府に
係る平成十七年から平成十九年までの各年分の
民間賃金の実態を把握するため、同府に
係る平成十七年から平成十九年までの各年分の
民間賃金の実態を把握するため、同府に

調査票の使用者の範囲 調査票の使用者の範囲
情報部企画課電子計算機室登録データ係の職員
及び千葉県人事委員会事務局給与課給与班の職
員

○法務省告示第三百一十九号

左記の者の申請に係る日本に帰化の件は、こ
れを許可する。

平成二十年七月十日

法務大臣 鳩山 邦夫

住所 山梨県甲府市上石田3丁目12番9号
方寒蘭 昭和40年6月5日生
陳玫瑰 昭和40年1月13日生

住所 熊本県阿蘇郡隈森町大字青森1246番地
李普惠 昭和53年9月19日生
滋賀県草津市野村5丁目12番10号
崔成 昭和47年7月1日生

住所 東京都葛飾区高砂2丁目30番23号
金京愛 昭和49年9月12日生
北海道札幌市中央区南十条西13丁目3番1-802
号

住所 安有希 昭和58年5月1日生
川崎市川崎区追分町15番11-202号

住所 鹿児島市宝塚市宝松苑13番6-305号
朴泰三 昭和32年7月15日生
金利美 昭和36年2月21日生
朴麻子 昭和59年8月7日生
朴加奈 昭和62年3月19日生

住所 札幌市中央区南十条西13丁目3番1-802
号

住所 李早苗 昭和54年12月24日生
兵庫県姫路市飾磨区加茂293番地3

住所 朴文植 昭和37年5月7日生
朴野里美 昭和39年11月3日生

住所 朴誠也 昭和63年7月12日生
朴愛理 平成3年6月22日生

住所 李早苗 昭和54年12月24日生
神戸市垂水区神陵台1丁目1番14-585号

住所 朴文植 昭和57年3月10日生
神戸市垂水区神陵台1丁目1番17-304号

住所 埼玉県三郷市戸ヶ崎2丁目229番地1
黄奎成 昭和25年6月15日生
クリスチャン・エース・ラマン 平成8年2月
9日生

3 贈与の使用期限 平成二十二年三月三十日
まで

援助の目的及び内容 マサシーラン
道路整備計画を実施するために必要な
資金(スムーズな開拓のための費用)

ガッカ問
○厚生労働省告示第三百七十六号
食品衛生法（昭和十二年法律第一百三十三号）第二十六条第一項から第三項までに規定する検査を行ふ登録検査機関として、次のとおり登録したので 同法第四十五条第一号の規定に基づき公示する。

日本側 植澤利次在ナイジエリア大使
ナイジエリア側 ジョン・オガー・オディ情報
通言大臣

平成二十年七月十日 通稿六四

署名者

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業者の名称及び所在地	登録年月日
SGSジャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目四番一号(横浜ドマーニカ)	SGSジャパン株式会社食糧・食品事業部フレードテスティングセンター 神奈川県横浜市中区南中町三丁目三	平成二十年五月七日

平成二十年六月二十七日にダルエスサラーム
で、マサシーマンガツカ間首略警備計画のため

平成二十年七月十日 沢次官

株式会社エクスラン・テクニカル・センター	平成二十年五月九日
株式会社エクスラン・テクニカル・センター	平成二十年五月九日

○厚生労働省告示第三百七十四号
外務大臣 高村 正彦
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百三十三条第三項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百三十三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合を次のように定める。
平成二十一年六月十日
厚生労働大臣 高村 正彦
付添 要一

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四

定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合
薬事法施行規則第二百三十三条第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品又は医療機器は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品又は医療機器ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）	医薬品又は医療機器
が生じた場合	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成二十年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生が確認された場合

○厚生労働省告示第三百七十五号
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九号

大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣
舛添要一

「160本」を「60本」、「23本」を「17本」、「12本」を「10本」に落め、同表沈降精製百日せきハトコト破傷風混合ワクチンの項中「2,892,600円」を「2,495,800円」、「2,253,900円」を「1,857,200円」、「147本」を「125本」、「84本」を「72本」、「34本」を「28本」、「23本」を「21本」に落め。
2の生物学的製剤の項沈降精製百日せきワクチンの項中「3.2.8」の次に「3.2.9、3.2.10」を別
え、同項沈降精製百日せきハトコト破傷風混合ワクチン（最終段階）の項中「3.2.5」の次に

変更後の登録検査機関の名称 株式会社エフイーエーシー	変更前の登録検査機関の名称 株式会社環境分析センター
-------------------------------	-------------------------------

変更後の登録検査機関の名称
株式会社エフライエー
株式会社環境分析センターワークス